

令和 4 年度 第 7 回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和 4 年度 第 7 回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和 5 年 1 月 13 日(金) 午後 1 時 15 分～午後 2 時 00 分
開催場所	佐倉市役所 議会棟 2 階 第 3 委員会室
出席者等	<p>●委 員 早坂委員長、斉藤副委員長、泉委員、本間委員 荒井委員、桑原委員、中川委員、伊藤(幸)委員、黒木委員</p> <p>●事 務 局 上野課長、滋野課長、藤崎副主幹、清野副主幹、鈴木副主幹、 横田主任主事、中野主事、室岡主査、青木園長</p>
会議議題	<p>(1)第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて</p> <p>(2)令和 5 年 4 月開園予定の保育施設について</p> <p>(3)令和 5 年度佐倉市子育て支援推進委員会のスケジュール(案)について</p> <p>(4)その他</p>

【 1 開会】

【 2 議題等】

- 議題 1
第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
- 議題 2
令和 5 年 4 月開園予定の保育施設について
- 議題 3
令和 5 年度佐倉市子育て支援推進委員会のスケジュール(案)について
- その他

【 3 閉会】

議題 1:第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

(事務局)

【資料 1 及び資料 1-2 を用いて、現行計画の修正箇所について説明】

第 2 期佐倉市子ども・子育て支援事業計画改訂版（R4 中間見直し）について、前回の会議からの修正事項を説明する。

資料 1-2 が修正点であり、修正事項は主に 4 点である。

1 点目、基本目標達成のための関連事業一覧のうち、地域において親子で集える場の周知について（資料 1：p 82）、前回の会議において周知啓発など情報発信の取組については、SNS の活用を明記した方がよいとの意見があり、その旨追記した。

2 点目、4 支援につなぐ体制整備の（1）相談窓口の充実（資料 1：p 108）において、重点に「ひとり親家庭における相談の充実」を追加した。

これは重点を選定する際に、選定できないか担当課と調整としていたものであり、計画への掲載について、調整できたため今回追加したものである。

ひとり親になる家庭にとっては、生活環境が大きく変わり経済的な負担や精神的な不安が大きいことが多いことなどから、問題を早期発見するためにも相談の充実が必要という観点から、選定した。

3 点目、資料 1：112 ページについては、一番下に外国人に向けた生活支援を追加した。これは、前回までの会議においても、意見があったものである。

外国籍の家庭が増加する中で、子どもが学校を休んでまで親の通訳をしないといた状況にならないようにするためにも、外国語に対応した相談や支援が必要となっている。現在佐倉市では、佐倉市国際交流基金に委託する形で、外国人に向けた生活相談窓口の設置や、日本語教室を実施している。現状、全ての言語に対応しているわけではないが、大人も子どもも対象とした支援制度となっている。

4 点目、資料 1：120 ページについては、「5 その他関連する取組」において、佐倉市社会福祉協議会の取組を追加した。

子どもの貧困対策に関するものとして、主に 4 つを掲載している。

その他、文言や表現の修正も反映しているが、以上が、前回会議からの主な修正、変更点となる。

次に、計画施行までの今後の流れについて。

本日の会議での意見や修正を検討、反映した後、最終案を2月上旬に市の内部の会議に諮る予定である。その後、広く一般から意見を募るためにパブリックコメントを実施し、提出された意見に対しての対応を検討する。そして、3月の下旬に確定となり、令和5年度から計画を施行する流れとなる。

最後に、事前に委員からいただいた意見について、回答する。

(意見)

「子育てコンシェルジュの存在は、地域で孤立しがちな親にとってはとても重要で、子育て中の一般の親が聞いたことがないという状態は、あまりにももったいないと思います。様々な手段を使って子育てコンシェルジュの存在、役割を知らせてほしい。」との意見をいただいた。

(回答)

「子育てコンシェルジュ」は、現在市のこども保育課と、社会福祉法人恵泉福祉会が行う「さくらコンシエル」の2箇所を実施している。

現在の情報発信につきましては、ホームページや子育て支援ガイドブックでのサービスの案内のほか、市の広報での出張相談のお知らせ、母子保健課の第2子以降の妊娠届出の際のチラシ配布（必要な方のみ）などを行っている。

今後の情報発信としては、毎月1日号の市の広報誌に「暮らしの相談」コーナーあるため、そこでの掲載も検討していく。

また、今年3月4日開館の「夢咲くら館」の中にできる、子育て交流センター内にも、子育てコンシェルジュの相談ブースが設けられる予定であるため、開館に合わせてチラシを作成し、健康管理センターや保健センター等で配架していく予定である。

説明については以上である。

(委員長)

「第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」に対するご意見・ご質問等あるか。

(委員)

- 子育てコンシェルジュについてあまり知らず、調べたところ、子育て相談を受けてくれる場所とのことだった。このような素晴らしい制度があるのなら、もっと周知して活用された方が良くと考え、質問した。

(委員)

- 子育てコンシェルジュについてはあまり知らず、広報でもコンシェルジュについての記載は見かけなかった。その他 LINE も拝見したが、情報量が多く、分かりづらいつと感じた。より分かりやすく、情報を得やすくなると良く考える。

(委員)

- 各地区の子育て広場にもコンシェルジュが来てくれる。コンシェルジュについては、広報誌にも HP などで掲載されているが、探すとなると大変であると感じた。

(委員)

- 保育園での取り組みとして、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）がある。来てくれた保護者にコンシェルジュについて周知している。子育て支援センターで飲食できることが人気だったが、コロナ禍で現在は飲食ができなくなり、足が遠退いてきてしまっている。

(副委員長)

- 臼井老幼の館にも子育てコンシェルジュが来ている。「今日はコンシェルジュがいらしているので、何かあったら相談するなど利用してってください」とお伝したところ、利用者の様子が増えてきているので、少しずつ浸透していると感じる。

(委員)

- 子育てコンシェルジュについては初めて聞いた。お母さんで悩みがない人はいないと思うが、悩みがあってもすぐに相談しようとはならないため、どんな悩みがあれば相談できるのか、具体例を掲載すると利用しやすいと考える。

(委員)

- 子育てコンシェルジュについて、何曜日はどんな相談かなど、曜日ごとに相談できる内容を明確にしておけば利用しやすいと考える。

【議題 2：令和 5 年 4 月開園予定の保育施設について】

(事務局) 資料 2 を用いて説明

令和 5 年 4 月 1 日に、市内で、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ類型を変更する園が 1 園ある。

資料冒頭に「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取」とあるが、これは、新規開園する施設の利用定員の設定について、子育て支援推進委員会において意見をいただくものになる。利用定員の設定に係る意見聴取は、子ども・子育て支援法に規定されており、子育て支援推進委員会の役割の一つとなっている。

ページ下部、「1：令和 5 年 4 月 1 日における定員等の変更について」にあるとおり、現在、幼稚園である志津わかば幼稚園が、幼保連携型認定こども園へと移行する。

ページ裏面、「2：志津わかば幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行」について、志津わかば幼稚園は、学校法人角田学園が、昭和 48 年に創立以来、約 50 年間運営してきた園になる。

このたび、幼保連携型認定こども園に移行することにより、2号、3号認定の子どもたちの保育に対応することとなる。

幼稚園と幼保連携型の法的性格の違いは、幼稚園は「学校」、幼保連携型は「学校及び児童福祉施設」となる。

なお、施設の場所に変更はないが、幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、利用定員の欄のとおり、【変更前】は1号のみ400名だった定員が、【変更後】のとおり、1号304名、2・3号96名の計400名に変更となる。

園では、幼保連携型認定こども園として、より一層、小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこととなる。

令和 5 年 4 月開園予定の保育施設につきましては、以上である。

(委員長)

「議題 2：幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携」に対するご意見・ご質問等あるか。

→意見なし

【議題 3：令和 5 年度佐倉市子育て支援推進委員会のスケジュール（案）について】

今年度は、今回が最後の会議となるため、来年度の開催スケジュールについて説明する。

来年度は、本委員会において、毎年ご審議いただいている議題のほか、「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」について、審議いただくことを予定している。

今年度、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」の中間見直し、及び同計画の中に位置づける形で策定することとした市の子どもの貧困対策の計画について、ご審議いただいた。

「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」は、計画期間を令和 7 年度から 5 年間で予定しており、令和 5・6 年度の 2 ヶ年をかけて策定する予定である。

また、令和 6 年 4 月に予定している、南志津保育園の民営化についても、随時、進捗状況をご説明し、ご確認いただくことも考慮し、資料 3 にあるとおり、来年度は、計 5 回、開催させていただきたいと考えている。

開催時期は、6 月・8 月・11 月・1 月・3 月で、曜日は、本年度と同様、金曜日の午後の開催を予定している。

令和 5 年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール（案）については、以上である。

（委員長）

「議題 3：令和 5 年度佐倉市子育て支援推進委員会の開催スケジュール（案）」に対するご意見・ご質問等あるか。

→意見なし

【議題 4：その他】

（事務局）

●南志津保育園の第三者評価の評価結果について（資料 4）

第三者評価とは、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の方々へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行うものである。

民営化を進めている「南志津保育園」において受審することによって、民営化後の保育園において、南志津保育園で実施していた保育と比べても適正な保育が実施されているかを、比較検証することを可能にするために、今年度、南志津保育園が受審したものである。

令和 6 年 4 月開園予定の民営化後の新保育園は、令和 7 年度に受審することを予定している。

第三者評価の様式については、県が公表している標準の様式を用いています。標準の様式を用いることにより、民営化後の新保育園との比較はもとより、他の、受審済みの保育園等との比較も可能となる。

では、具体的に内容を、紹介する。

まず、6 ページ、「福祉サービス第三者評価項目（南志津保育園）の評価結果」について。評価項目は、2つの大項目の下に、10の中項目、33の小項目で構成されている。各小項目に複数の標準項目があり、合計 136の標準項目について、自己評価及び訪問調査等により実施、未実施の判断がなされている。

南志津保育園については、136の標準項目、例えば「理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている」や「職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている」等々の全項目について、実施しているとの評価をいただいた。

次に、4 ページ、「福祉サービス第三者評価総合コメント」について。南志津保育園が特に力を入れて取り組んでいることとして、「1. 恵まれた環境の中で、子どもの気持ちに寄り添い丁寧な保育が実践されている」、「2. 職員の明るい笑顔と丁寧な保育は保護者の高い満足度を得ている」、そして「3. 研修体制が充実しており、職員の保育に取り組む意欲が高い」との評価をいただいた。

さらに取り組みがのぞまれるところとして、「1. チーム力を活かして「全体的な計画」の実践と共有が望まれる」、「2. 保護者満足度は高い、さらに子どもの成長を共に喜び語り合える場となるよう積極的な子育て支援に期待したい」、「3. 明るく働きやすい職場づくりに努めている、今後、さらに「職員が幸せ」で魅力的な職場づくりを期待したい」とのことであった。

今回の評価を受けて、南志津保育園の取組みとしては、その下の欄、「(評価を受けて、受審事業者の取組み)」に記載のとおりである。自分

たちでは気づけなかった課題が明らかになったこと、ヒヤリハットを積極的に出し合い、大きな事故を未然に防げるようにしたいといったことを記載している。

今回、評価機関から、南志津保育園は高い評価をいただいたものと捉えている。南志津保育園の保育を引き継ぐ新保育園においても、保育の質を確保し、第三者機関に同様の評価をいただけるよう、保護者、事業者及び市の三者で開催している「三者協議会」の場などを通じて、事業者側にも伝えていく。

● 児童センター及び学童保育所の指定管理者制度の継続について

現在市内には、児童センターを5カ所、学童保育所を33箇所設置している。

児童センターと学童保育所は、市内を5つのエリアに分け、指定管理者により運営されており、来年度末（令和5年度末）で、2期目の指定管理期間が終了する。

そのため、こども保育課では、令和6年度以降の児童センターと学童保育所の管理運営の形態について、市の「指定管理者制度導入基本方針」に基づき検討を行った。

検討の結果、指定管理者制度の導入による様々な効果が期待できること、現在の指定管理者が満足度の高いサービスを提供できていることなどから、児童センターと学童保育所については、令和6年度以降も指定管理者制度を継続していくべき判断し、今後準備を進めていく予定である。

また、前回の委員会で、「佐倉市はいずれ学童保育所と放課後子供教室の一体整備を実施するのか」との質問をいただき、保留させていただいてことから、今回回答する。

第2期子ども・子育て支援事業計画では、学童保育所と放課後子供教室の一体整備については、保育需要が高いため、学童保育所の整備を優先するとしている。

佐倉市では、現在も学童保育所の整備中であるため、引き続き、学童保育所の整備を優先していく。

次期計画となる第3期子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度からの5年間で予定しており、その策定時に検討していく。

● 幼保小連携について

佐倉市では、小学校就学後も、家庭や幼稚園、保育園、認定こども園で培った力を発揮できるよう、幼稚園等と小学校が連携することで、幼児期における子どもの育ちと学びをつなぎ、就学した子どもたちが意欲的に小学校生活を送ることができる環境づくりを目指している。

その環境整備の取り組みの一環として、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携するための協定の締結を推進しており、子ども子育て支援事業計画においても重点事業の一つとして掲げている。

今年度は、5月に締結した、モンテッソーリ光の子と志津小学校に続き、1月11日に幼保連携型認定こども園佐倉くるみ幼稚園と根郷小学校が、連携協定を締結した。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、事業概要書に基づき交流活動等の取り組みを進めていく予定である。来年度も、関係機関と調整しながら、連携協定の締結を推進していく予定である。

(委員長)

「議題4：その他」及び「議題1～3」の説明に対するご意見・ご質問等あるか。

(委員)

● 議題1について意見する。

以前、ファミリーサポートセンターでベトナムの方の支援をした。時間は4時間くらい。5歳と1歳と3か月のお子さんであったが、「窓口で丁寧に制度の紹介をしてくれた」と市にとっても感謝していた。その他、ファミリーサポートセンターは家事の支援をしていないため、簡単な食事などの支援をできたらいいのではとの意見があった。

(事務局)

公私共にお忙しい中、年間会議に出席いただき、貴重なご意見を頂いたこと、心から感謝する。

特に本年度は、こどもの貧困計画の策定など書面を含めて計7回もの会議にご対応をいただいた。各会、行政では思い至らないような様々な視点からのご指摘、現場の状況など、たくさんの貴重なご意見をいただき、計画についてより良い内容とすることができた。本日議論いただいた視点も含めて、こども支援部として真摯に受け止めていく。

また来年度については、先ほどの説明のとおり、第三期の計画策定に向けた調査などについてご意見をいただくこととなる。こども家庭庁の

設置、こども基本法施行、少子化対策など、国の動きも注視していく必要がある。今後とも子育て支援施策の推進に引き続きご理解ご協力をお願いしたい。

閉会